



令和6年11月20日

川島町長 飯島 和夫 様

川島町特別職報酬等審議会
会長 難波 悠

議会の議員報酬並びに川島町特別職の給料について (答申)

令和6年年9月6日川総発第739号で諮問がありました標記の件について、本審議会は慎重に審議を行った結果、別紙のとおり答申いたします。

答申

1. 議会議員の報酬について

(1) 議会議員報酬月額

議 長	月額	315,000円
副 議 長	月額	258,000円
常任委員長	月額	251,000円
常任副委員長	月額	243,000円
運営委員長	月額	251,000円
運営副委員長	月額	243,000円
特別委員長	月額	251,000円
特別副委員長	月額	243,000円
議 員	月額	241,000円

(2) 改定時期

令和7年4月1日

2. 町長、副町長及び教育長の給料について

(1) 町長、副町長及び教育長の給料

町 長	月額	722,000円
副 町 長	月額	607,000円
教 育 長	月額	576,000円

(2) 改定時期

令和7年4月1日

3. 答申の理由

本審議会は、町長から諮問を受け、2回にわたり会議を開催し、各種資料を参考に、特別職の職責に応じた適正な額のあり方について、町民の立場に立った公平な立場で、各委員の自主性を保ちつつ意見交換を行った。

その結果、次のように結論づけた。

川島町では、平成19年に議会議員の報酬及び町長等の給料について、減額する改定

を行ってから、現在に至るまで見直しを実施してこなかった。

また、近年、民間企業の役職員の報酬は上昇していないが、民間企業の給与は、社会情勢の変化に応じ上昇しており、令和6年8月の人事院勧告及び10月の埼玉県人事委員会勧告では、職員給与のベースアップについて勧告がなされている。

改めて川島町の議員報酬及び町長等の給料について県内町村で比較をすると、議員報酬については、上位に位置しているが、町長、副町長及び教育長の給料は平均以下という結果であった。

そのため、町長、副町長及び教育長と議会議員の報酬については、それぞれに分けて検討する必要があるとの判断となった。

ただし、最近の社会情勢を鑑みると、一定程度の引き上げが妥当であるとも結論づけた。

以上のことから、特別職である町長、副町長及び教育長については、物価高騰及び県内他町と比較すると低いことから引き上げることとし、その割合は平成19年に減額した割合と同じ5%の引き上げを行うことが妥当であると考えます。

なお、改定時期は、令和7年4月1日とする。

一方、議会議員の報酬については、引き上げの割合は2%程度とし、議会議員で検討することが妥当であると考えます。

4. 付帯意見

3年から5年に1度は、議会議員の報酬及び町長等の給料について、物価高騰や社会情勢に応じたものであるかどうか、特別職報酬等審議会において審議することが必要である。

また、議会議員の報酬については、議会の活性化を含めて、議会内部で考えていただきたい。